平成 31 年第 1 回蟹江町議会定例会会議録

招	集	年	月	日	平成31年3月19日(火)									
招	集 の 場 所 蟹江町役場 議事堂													
開	会	· (開 議) 3月19日 午前9時00分宣告(第4日)												
					2番	板	倉	浩	幸	3番	飯	田	雅	広
					4番	石	原	裕	介	5番	水	野	智	見
					6番	厂	谷	裕	治	7番	伊	藤	俊	_
応	招	i	議	員	8番	黒	Ш	勝	好	9番	中	村	英	子
					10番	佐	藤		茂	11番	扣	田	正	昭
					12番	奥	田	信	宏	13番	安	藤	洋	_
					14番	髙	阪	康	彦					
					1番	松	本	正	美					
不	応	招	議	員	_				·					

	Ι	1	T	I	T				
	常 勤特別職	町 長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸				
	政 策推 進 室	室長	黒川静一	次 長 兼 よる 表興課長	伊藤 保光				
	総務部	部 長	岡村 智彦	次 長 兼総務課長	浅野 幸司				
	がい 4分 pp	税務課長	鈴木 孝治	安心安全課 長	高塚 克己				
地方自治法第		部長	寺西 孝	次 長 兼 健康推進 課 長	佐藤 正浩				
121条の規定	民 生 部	介護支援課 長	戸谷 政司	子 ど も 課 長	舘林 久美				
により説明の		保険医療課 長	不破 生美						
ため出席した	立 ¥k	部長	伊藤 保彦	次 長 兼 土木農政 課 長	伊藤 光彦				
者の職氏名	産業建設部	次まり 長づ進長 課	肥尾建一郎						
	上下水道部	次 長 兼 道 長	伊藤和孝	水道課長	伊藤和光				
	消防本部	消防長	伊藤 啓二						
	教育委員	教育長	石垣 武雄	次 長 兼教育課長	鈴木 敬				
	教育委員会事務局	給食セン ター所長	寺本 章人						
本会議に職務 のため出席した者の職氏名	議 会	局 長	小島 昌己	書記	飯田 和泉				
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)								

日程第1 議案第23号 平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)

日程第2 議案第1号 平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)

日程第3 議案第2号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第4 議案第3号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)

日程第5 議案第4号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 2号)

日程第6 議案第5号 蟹江町職員定数条例の一部改正について

日程第7 議案第6号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第7号 蟹江町手数料条例の一部改正について

日程第9 議案第8号 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について

日程第11 総務民生常任委員会所管事務調査報告

日程第12 議案第10号 蟹江町道路占用料条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 蟹江町公共物管理条例の一部改正について

日程第14 議案第12号 蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水

道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 蟹江町水道事業給水条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第17 議案第15号 平成31年度蟹江町一般会計予算

日程第18 議案第16号 平成31年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算

日程第19 議案第17号 平成31年度蟹江町土地取得特別会計予算

日程第20 議案第18号 平成31年度蟹江町介護保険管理特別会計予算

日程第21 議案第19号 平成31年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算

日程第22 議案第20号 平成31年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

日程第23 議案第21号 平成31年度蟹江町水道事業会計予算

日程第24 議案第22号 平成31年度蟹江町下水道事業会計予算

日程第25 発議第1号 保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的 な改善を求める意見書の提出について

日程第26 閉会中の所管事務調査及び審査について

追加日程第27 議案第23号 平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成31年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしくお願いをいたします。

お手元に、「発議第1号の意見書提出議案」、「総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書」、「総務民生常任委員会 所管事務調査報告書」、また、行政報告にかかる資料として、「大型連休期間の業務案内」及び「訴訟関係資料」、予算審議において資料請求のありました「放置自転車処分について」と、「読み聞かせ活動状況」が配付をしてあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可をいたしております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いをいたします。

本日、松本正美君から、病気療養のため、欠席の届け出が出されております。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 ここで、総務部長、産業建設部長より行政報告の申し出がありましたので、順次許可をい たします。

○総務部長 岡村智彦君

「大型連休期間における蟹江町の対応について」報告した。

○産業建設部長 伊藤保彦君

「日光川ウォーターパーク用地取得に係る所有権移転登記抹消登記手続等請求事件の判決 について」報告した。

○議長 奥田信宏君

以上で行政報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第23号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

もう少し詳しくお伺いしたいんですけど、今回補正予算ということで、須西小学校南運動トイレの設備事業ということで3,598万6,000円という補正が上がっております。これについて、ちょっとあまりにも金額が、国庫の補助金とか、それも有効活用してやる事業ですけど、あまりにもちょっと金額的に、トイレの改修で3,600万円近くの補正の内訳をもう少し詳しくお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それではご質問、お答えさせていただきます。

先ほど総務部長からも説明がありましたとおり、今回3,500万強の内訳としましては、約3分の1がトイレユニットで約1,100万円、3分の1が合併浄化槽に関する経費です。こちら、先ほどありましたように96人槽というちょっと大きなものになっておりますが、これが約1,200万円。あと、残りの3分の1が、旧のトイレの解体工事及び新しくなりますトイレの設置費、それから、並びに、それに係る外構工事関係になります。災害時に多くの方に、一般の方に広く使っていただくために、障害者の方ですとかそういった方にも使いやすく便利に使っていただくよう、スロープ等も設置する予定になっております。そういったものを含めまして、若干高めの設定となっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、説明していただいたんですけど、ちょっといまいち想像がつかないんですよ。どのぐらいの規模で、100人槽の浄化槽ということで、多分大きいと思うんですけど、平米的にも。トイレの改修もやりながらということで、どんな規模なのか具体的にもう少し説明していただけると。お願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

平米数にしましては約15.6平米。旧のトイレが約10平米でしたので1.5倍ぐらいの大きさになります。規模的にはそれぐらいになります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第23号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第2 議案第1号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第2号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」 を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結をいたします。

これより議案第2号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第3号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を 議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第4号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第5号「蟹江町職員定数条例の一部改正について」

日程第7 議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

日程第8 議案第7号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第9 議案第8号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」

日程第10 議案第9号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」

本5案は総務民生常任委員会に付託をされております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 佐藤茂君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る3月7日に委

員会を開催いたしまして、委員6名出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告させていただきます。

最初に、議案第5号「蟹江町職員定数条例の一部改正について」を議題といたしました。 審査に入ったところ、この変更で具体的によくなる部分は何かという内容の質疑がございました。これに対して、改正の趣旨は2つあり、1つ目が、職員の定数を各部局の現状の実数に合わせること。2つ目が、行政需要の増加等に伴い効果的な職員配置をすることであるという内容の答弁がございました。

次に、消防職員は今期から補充されるのか、また、教育委員会職員の人数が減る理由は、 ということで、これに対して、消防の定数は昭和46年の発足当時から変わっておらず、消防 を取り巻く環境も変わってきている。段階的に9名の増員を図りたい。教育委員会は、給食 センターの運営方針の関係で、調理員の正職員が減っているという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、議案第5号については、討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を 議題といたしました。

審査に入ったところ、勤務に関して必要な事項は規則で定めるとあるが、具体的に必要な事項とは何かという内容の質疑がありました。これに対して、職員に超過勤務命令を出す上限時間を定めたものである。上限時間として、1カ月45時間、1年で36時間と定め、職員の健康の維持管理、超過勤務の縮減に向けた適切な対応を講じる方向で進めていきたいと、こういう内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、議案第6号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今回の改正は、地域密着型のサービス事業の手数料のことだと思うが、町内の事業所に対してのものでよいのかという内容の質疑がございました。これに対して、基本的に町内に所在地がある事業所が登録したときに手数料を取るというものであるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、議案第7号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決 すべきものと決しました。

次に、議案第8号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、申請時期の区切りが7月から10月に変更ということで、何がどうなるのか。手厚くなるのかという内容の質疑がございました。これに対して、所得の適用の範

囲が、今までは8月から翌年の7月までを1年としていたものが、今度からは11月から翌年の10月までが1年としてとらえる形に変更になった。所得を判断する期間が変わるだけで、 受給者に不利益が出ることはないという内容の答弁がございました。

次に、受給者にメリットがなくても、町にはあるのかという内容の質疑がございました。 これに対して、町にメリットはない。生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律が公布され、児童扶養手当法の一部が改正された。母子・父子家庭医療費の支給要件は、児童扶養手当法の所得を準ずる形をとっているため、条例を改正するものであるということでございます。

そして、他に質疑もなく、議案第8号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたしました。 質疑に入ったところ、1月から7月までが1月から10月までとあるが、どう解釈すればよ いのかという内容の質疑がありました。これに対して、1月からとあるためわかりづらいが、 今までは8月から翌年の7月までを1年の区切りとしていたものが、11月から翌年の10月ま でと読み取っていただきたいという内容の答弁がありました。

次に、もとの法律はなぜ変わったのかという内容の質疑がありました。これに対して、毎年8月に受給者に対する現況届を行っている。その都合上、8月から翌年の7月までを1年とした。国の制度である児童扶養手当の支給が、4月、8月、12月の年3回だったものが、2カ月に1回、奇数月の支払いに変更になったと。8月に現況届を出して、翌月の9月支払いに反映されることは難しく、事務処理期間が必要であるため、所得を判断する月が変わったものであるということでございます。

そして、他に質疑もなく、議案第9号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

(10番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第6 議案第5号「蟹江町職員定数条例の一部改正について」の委員長報告に対する 質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」 の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第7号「蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質 疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決をされまし

た。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第8号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 議案第9号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第11 「総務民生常任委員会所管事務調査報告」を議題といたします。

調査報告を求めます。

総務民生常任委員長 佐藤茂君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

それでは、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

総務民生常任委員長の、私、佐藤でございますけれども所管事務調査の報告をさせていた だきます。

平成31年3月19日。

蟹江町議会議長 奥田信宏殿。

総務民生常任委員会委員長 佐藤茂。

所管事務調查報告書。

本委員会が行った下記の所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき下記のと おり報告をさせていただきます。

本委員会は、去る平成29年6月15日の委員会において、所管事務調査事項を、教育・子育 てに重点を置き、子供の学力向上の取り組みについて、子供の体力向上の取り組みについて、 学童保育についての3つに決定をいたしまして、調査を開始させていただきました。

このうち、子供の体力向上の取り組みについては、このたび結論に至ったため、最終報告 を行わさせていただきます。

調査の概要については次のとおりでございます。

調査事項であります。

子供の体力向上の取り組みについて。

そして、2、調査目的でありますが、文部科学省が行っている体力・運動能力調査による と、ほとんどのテスト項目において、子供の世代が親の世代を下回っているという結果が出 ております。

一方で、子供の体格は親の世代よりも上回っておると。体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、体力の低下が深刻な状況であるということを示していると。子供の時期に運動を行うことは、基礎的な体力の向上だけではなく、病気にかかりにくい体づくりをするためにも非常に重要であり、本委員会では、生涯にわたって健康を維持し、豊かな人生を送ることができるまちづくりを目指し、子供の体力向上に関する取り組みの充実に資するため、調査研究をすることとなりました。

3、調査経過であります。

平成29年6月8日から平成31年3月7日まで、委員会討議や視察、現地調査等を行ってまいりました。詳細についてはお示ししたとおりでございますのでよろしくお願いします。

そして、調査状況でございます。

当町の児童・生徒の実態といたしまして、平成29年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果をまとめてございます。

アといたしまして小学校男子。

50メートル走は全国平均等を上回っておりますけれども、また、立ち幅跳びは全国平均と同等であると。ま、ソフトボール投げは愛知県平均を上回っておると。そして、20メートル

シャトルラン、上体起こし、反復横跳び等は愛知県を平均よりも下回っておるという結果が出ております。

そして、小学校女子でございますが、立ち幅跳び、15メートル走は全国平均を上回っており、また、20メートルシャトルラン、これは愛知県を、平均を上回っておると。

そして、握力、上体起こし、反復横跳び等は愛知県平均よりも下回っておるというような 結果が出ております。

そして、中学校男子。

これも、ハンドボール投げは全国平均を上回っておりますし、それから、長座体前屈等は 全国平均とほぼ同等であると。また、50メートル走に関しては愛知県平均とほぼ同等である ということでございます。ところが、上体起こし、反復横跳び、立ち幅跳び等は愛知県の平 均よりも下回っておるという結果が出ております。

そして、中学校の女子でございますが、ハンドボール投げは全国平均を上回っており、また、握力、持久走も愛知県平均を上回っておると。ところが、上体起こし、反復横跳び、立ち幅跳び等は愛知県平均よりも下回っておるという結果が出ておりました。

全体的に愛知県平均を下回っておるという種目が多いという結果となったということでございます。

そして、この結果を受けまして、小学校、中学校の取り組みといたしまして、体力の向上 を体育の授業だけでなく、日常の学校生活の中でも行うこととし、各校の実情に合わせて新 たな工夫・改善をして取り組むよう配慮することを方針として各小・中学校において取り組 みを、今現在実施しておるようでございます。

そして、(3)保育所の取り組みですが、これもキッズうんどうという委託事業を行って おります。

概要といたしまして、運動神経を高めるための7つの能力に着目をいたしまして、体操教室とは異なる方法でアプローチすることで、外遊びの中の動きにより、リズムやバランス、反応などの運動神経を高め、そして、筋力・体力の向上を促しますと。7つの能力については、今、イの表にお示ししてあるとおりでございますのでお目通しをいただきたいと思います。

そして、事業計画ですが、町立6保育所を、それぞれ年間20回訪問いたしまして、そして、 1回90分の中で、4歳児、そして5歳児を分けて指導しておるようでございます。

これからの現状を踏まえ、課題といたしまして次の3つを挙げさせていただきます。 外遊びやスポーツの重要性に対する認識。

運動よりも学力を重視する社会の流れが背景にあり、外遊びやスポーツの重要性に対する 認識が低下していると思われる。

そして、イ、運動する空間・時間・仲間の減少。

生活が便利になり、子供を取り巻く環境が変化してきたことで、子供の日常的な運動が減少しておると。また、都市化や少子・高齢化等のさまざまな要因で、体を動かす機会の減少、運動のできる身近な場所の減少、一緒に外遊びやスポーツをする仲間の減少を引き起こしておると。

そして、ウとして、保育所と小・中学校、家庭や地域との連携。

子供の体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながっていくと。保育所と小・中学校がそれぞれ取り組みを行うのではなく、情報共有等を行い、家庭や地域との連携を図り、継続的な事業を展開していくべきであると考えます。

そこで、委員会の提言でございます。

以上の調査研究の結果から、総務民生常任委員会として、子供の体力向上の取り組みについて6つの提言を行ってまいりますのでお願いします。

(1) 体力向上のための幼保小中の連携と体力推進委員会の設置。

幼児期は体力を培う上で非常に大切な時期である。この時期から体力向上の取り組みを実施し、小学校、中学校へとつながることは、生涯にわたって健康を維持し、豊かな人生を送るためにも重要でございます。そうした連携を図るために体力推進委員会を設置し、一元的に進めていくことを求めますということでございます。

(2) としまして、学校と家庭・地域との連携。

家庭での運動実施の習慣や睡眠時間の確保は、特に低体力児童にとって体力向上にプラスの効果があります。子供の体力の向上や運動時間の増加のためには、保護者の積極的な関わりが必要不可欠であり、学校から家庭や地域に働きかけることを求めます。

(3) 食育の推進。

健康な体づくりは、運動だけでなく、食生活など食育の推進が非常に重要であると。栄養 アドバイザーによる食育の推進等に取り組むことを求めます。

(4) 運動や遊びのアイデア集の作成。

子供が日常的に体を動かすことは、子供が体を動かすことを楽しいと感じられるような動機づけが重要であります。

そこで、子供が楽しみながら体力を高められるようなアイデア集を作成することを求めます。

(5) 大学との連携。

多治見市のように、大学機関の先生による具体的な検証、アドバイスを受けることは有効な手段であると考えます。蟹江町も、愛知大学との連携を図り、子供の体力向上につながる取り組みを行うことを要望いたします。

(6) スポーツ観戦の推進。

子供がスポーツに興味・関心を持つきっかけをつくり、多様なスポーツに出合う機会を与

え、子供自身に体力の重要性やスポーツの楽しさを感じてもらうことは、結果的に子供の体力向上につながると考えます。運動に関する向上心や体を動かすことへの欲求を高められるようなスポーツ観戦の推進を図ることを求めます。

以上、子供の体力向上の取り組みについて委員会の提言報告とさせていただきます。

なお、参考資料といたしまして、1及び2として、岐阜県の多治見市、また福井県の視察 調査報告も添付してございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上で、総務民生常任委員会の所管事務調査の委員会報告を終わります。

どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

(10番議員降增)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 奥田信宏君

日程第12 議案第10号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」

日程第13 議案第11号「蟹江町公共物管理条例の一部改正について」

日程第14 議案第12号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水 道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」

日程第15 議案第13号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」

本4案は防災建設常任委員会に付託をされております。

委員長より審査結果の報告及び所管事務調査の報告も同時に認めます。

防災建設常任委員長 水野智見君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○防災建設常任委員長 水野智見君

それでは、防災建設常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る3月7日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず最初に、議案第10号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題としました。 審査に入ったところ、全国的に各県でそれぞれの料金体系でやっているものなのか、とい う内容の質疑がありました。これに対し、固定資産評価をベースにしているものなので、各 県で差はあると思う。県内においても差はありますという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、議案第10号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決 すべきものと決しました。

次に、議案第11号「蟹江町公共物管理条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技 術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、この改正で何が変わるのか。具体的に何かプラスになるのかという 内容の質疑がありました。これに対し、従来、上水道、工業用水が1つの部門、下水道が1 つの部門、水環境は1つの部門の3部門で動いていたものが、今回、水環境が、上水道、工 業用水に統合される形で移行されたため、文言の整理がされたものであるという内容の答弁 がありました。

次に、専門職大学の前期課程を修了すると短期大学を修了したものとみなすということかという内容の質疑がありました。これに対し、学校教育法で、新たに平成31年4月から専門職大学という制度ができる。これに基づき、前期課程2年を修了すると短期大学と同じような資格がもらえるということ。専門職大学というものは、短期大学と専門学校の中間の立場に位置し、一層、産業に必要な知識を深く学べるというような大学であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、議案第12号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決 すべきものとしました。

次に、議案第13号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題としました。 審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上を報告にかえさせていただきます。

続きまして、所管事務調査についてですが、本委員会は、2年の任期の中で調査事項を決め、これに従って調査を行ってまいりました。このうち、今年度に実施しました所管事務調査についてご報告申し上げます。

まず最初に、町内公共施設のブロック塀等の調査についてです。

昨年6月に発生した大阪北部地震において、高槻市の小学4年生の児童が、倒れてきたブロック塀の下敷きになり犠牲となられました。この痛ましい事故を受け、当町でも、早急に学校施設のブロック塀について安全の調査が行われました。

しかしながら、当初はブロック塀のみで、他の公共施設の万代塀は調査対象にはなっていなかったため提案しましたところ、その後、町内各公共施設の万代塀についても町による調査が実施されました。

本委員会では、舟入斎苑、舟入小学校、蟹江小学校、蟹江保育所等のブロック塀・万代塀などについて現地調査を行い、危険な箇所について担当課とともに確認しました。県の建築担当からも指摘があったように、万代塀の屋根部分の破損やひび割れなどが一部に見られ、こうした緊急性のある箇所については、担当課に迅速な対応を求めました。

蟹江保育所において改修工事を追加、蟹江小学校、舟入小学校、新蟹江小学校においても、

万代塀等を撤去しフェンスを設置するなどの工事を行う予定であります。

次に、空き家対策についてですが、前任の委員から引き継ぎ、昨年度から、町内の老朽化した危険な空き家等の実態調査について、現地視察の実施、空き家実態調査に伴う建物の利用の意向に関するアンケート調査の結果について執行部から聞き取りなどを行い、本委員会においても調査及び討議を重ねてまいりました。その後、平成30年2月には、蟹江町空家等対策協議会が設置されました。本委員会からは、私も委員として出席しております。これまでに計3回の協議会が行われており、特定空家等の判断基準、空家啓発パンフレットの作成、蟹江町宅地建物取引業協会との協定締結などについて協議されています。

最後に、昨年の12月には、総務民生常任委員会の委員の方とも参加し、平成30年3月に完成しました、新たな日光川水閘門を視察しました。老朽化の進行とともに、近年発生が危惧される南海トラフ地震等の大地震による機能低下のおそれがあることなどから、平成21年度から改築工事が進められていました。

日光川水閘門は、ゲートの開閉により、高潮・津波・洪水を防ぎ、干潮時には川の水位を 下げ、また、船の通行を可能にし、災害等の物資郵送船も通行でき、流域内の住民を守る防 災のかなめとして重要な役割を果たしています。

大規模地震への対応、確実なゲートの開閉確保、将来予想される洪水への排水能力確保、 地球温暖化・地域地盤沈下への対応、これを満足させる、100年の利用を目指した設計・施 工がなされています。あらかじめ対応を行う先行型対策、そして、将来対策を行う確認対応 型対策と、部位ごとに対策手法を決め、将来起こり得る現象・問題にも、段階的かつ柔軟に 対応できるような構造となっています。

ということで、以上、ご報告申し上げます。

(5番議員降增)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告及び所管事務調査報告を終わります。

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第12 議案第10号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」委員長報告に対する 質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。 〇議長 奥田信宏君

日程第13 議案第11号「蟹江町公共物管理条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。 ○議長 奥田信宏君

日程第14 議案第12号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。 〇議長 奥田信宏君

日程第15 議案第13号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」委員長の報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第16 議案第14号「愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第17 議案第15号「平成31年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。 本案は、去る3月15日に質疑が終わっております。直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第15号「平成31年度一般会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

今回、まず、マイナンバー制度に伴う個人番号交付事業費及び個人番号カード交付事業費が計上されている点であります。マイナンバー制度は個人情報漏えいのおそれが多いということで、マイナンバー制度自体に反対であります。また、本来これは国の事業でありますので、ほぼ100%国からのお金でやるべきであり、町の持ち出しが多々あるという点です。

次に、国民健康保険事業で、蟹江町にとってもこれから保険税がどうなるかです。

31年度一般会計予算で7,000万円の法定外繰り入れを計上しておりますが、今後、一般会計からの繰り入れが制限されるとますます引き上げになると思いますので問題点がございます。

介護保険事業でも同じ考えであります。介護予防・日常生活支援総合事業ということで実施されていますが、低所得者対策や介護保険料を引き下げるための一般会計からの繰り入れを行うことも必要だと考えます。

これらが反対の大きな理由でございますが、ほかにも幾つかの疑問点があります。

それが、1つ、ふるさと納税であります。2008年度につくられた制度ですが、町民税控除による減収が大きいことにあります。18年度には約4,000万円のマイナスが見込まれ、19年度も数千万円規模の減収であり、自治体の財政を脅かしかねないふるさと納税制度そのもので、見直しを国に要望するべきと考えます。

子育て支援でも、18歳までの子供の医療費の無料化の拡充や給食費の補助額をふやすなど、 高齢者施策の充実や子育て世代の応援の予算になっていないと判断し、住民の命と暮らしを 守るとりでにしていくためには、住民目線に立った、暮らしを丸ごと抱える制度の対応が必 要だと考えます。よって議案第15号「平成31年度一般会計予算」に反対をさせていただきま す。

以上であります。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 髙阪康彦君

14番 髙阪康彦です。

私は、「平成31年度蟹江町一般会計予算」について賛成の立場から討論申し上げます。

「平成31年度蟹江町一般会計予算」当初予算につきましては、前年度対比5.1%減の総額 107億2,130万1,000円を計上しています。これは、前年度対比で5.1%減となった主な要因は、平成30年度に実施した普通建設事業の完了に伴う減額が要因であり、31年度は、継続的な事業を除き、ハード事業よりもソフト面の充実に重点を置きたいとの説明を、この前の質問でも受けました。

その内容としては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施に向けた子育て世代包括支援センター設置に係る予算、地域防災力の強化のための学習会等に利活用も見越した防災マップ、洪水ハザードマップ及び浸水・津波ハザードマップの更新に係る予算など、誰もが安心して暮らせることのできる地域づくりのための予算として、また、転入促進ガイドブックの作成や移住・企業・就業支援事業といった定住、移住を促す予算など、住みたくなるような、また、住み続けたくなるような魅力的な定住環境づくりのための予算として、

どれも必要なものであると考えます。

また、ことしの10月には町制施行130年を迎えます。この節目の年を町全体で喜び、このことにより、さらなる町の発展を期待したいと思います。

最後に、税制改革などにしっかりと対応した堅実な歳入の確保と事業の実施を願い、議案 第15号「平成31年度蟹江町一般会計予算」については賛成討論といたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第18 議案第16号「平成31年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といた します。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第16号「平成31年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に、反対の立場から討論 をいたします。

今回、この国保は30年度の県単位化による引き続きの予算となっています。昨年から県が保険者として加わり、大きく制度として変わっていて、納める納付金等をもとに町が保険税を算定したわけであります。国は、都道府県化をするとともに、低所得者軽減措置等で1,700億円、さらに、被保険者の負担軽減としてさらに1,700億円を投入し、これで1人当たり5,000円程度の負担軽減になると言っていました。

しかし、蟹江町において、昨年、30年度に保険税の改正が行われ、算定方法の所得割・資産割・平等割・均等割の4方式のうち資産割をなくし3方式にしていくということであります。その資産割の分を、特に均等割、平等割に充てており、この影響で、特に多子世帯、また、子供さんの多い世帯の、国がやらないことを応援するのが自治体の役割だと思います。国の予算措置を増額すること、県の補助金を復活させることを国・県に求めていくことであります。

やはり問題なのは国民健康保険事業の今回の、昨年の新制度であります都道府県化についても反対でありますので、よって国民健康保険事業特別会計に反対をいたします。

○議長 奥田信宏君

それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は賛成の立場から討論いたします。

平成31年度の国民健康保険特別会計予算は、平成30年度から県が財政運営を担うこととなったことに伴い、歳入では、医療給付の費用が、県からの保険給付費交付金の交付を受ける一方、歳出では、徴収した国保税を国保事業費納付金として納付する予算措置がされています。引き続き、生活習慣病の早期発見・重症化を未然に防ぐための特定健診の受診率向上と、保険税収納率の向上を一層進め、住民の健康推進と財政の健全化に努めていただくよう要望し本案に賛成いたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論はありませんね。

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第19 議案第17号「平成31年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。 本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第20 議案第18号「平成31年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第18号「平成31年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」に、反対の立場から討論いたします。

今回、前年度比、予算総額で1億8,800万円の増額となっております。65歳以上の負担率が上がっていることが問題であります。年々予算が膨らみ複雑になっていく。昨年第7期の保険料が改正され、65歳以上の方の保険料が基準額で月400円引き上げられ、第1号保険者に対し高い保険料が年金から天引き、また、年金がない方でも無収入でも、40歳以上であればどなたも保険料を払わなければならないという徴収をされているわけであります。

保険料を払えないと悲鳴が上がっているのに、いざ介護サービスを利用しようとすると、 高い利用料、一定所得がある人には2割、3割と負担がふえていきます。これでは安心して 介護を受けられない、介護生活を脅かす、こういった状況になっているのが今の介護保険制 度であります。当初の介護の社会化から本当に大きく変質しているのだと言わざるを得ませ ん。

また、昨年度から、介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、この事業に移行しております。利用者にとっても総合事業を展開する、こういった総合事業の内容はとてもわかりにくく、本当に使いにくいものになっているわけであります。介護の重度化を防ぐことは介護を受けやすい状況に置くこと、また、介護保険特別会計が膨らまないように、予防や健康に関する事業は一般会計でしっかり展開すること、こういったことで介護保険特別会計のスリム化を図るべきだと考えます。よってこの議案第18号に反対をいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

平成30年度から32年度の第7期介護保険事業計画期間の2年間の予算であります。

予算総額は前年度と比較して約1億8,800万円の増額、歳入の介護保険料は3年間の事業 運営期間だけではなく、平成37年度を見据えたもので、平成31年度は、介護給付及び地域支援事業に係る一般会計からの繰り入れが2,400万円、歳出の保険給付金が約1億5,400万円の 増額になっており、今後もふえ続ける見込みです。

高齢者や要支援・要介護者の増加とともに、できる限り地域で暮らすことや、家族等介護者の負担軽減のためにやむを得ないこととは思いますが、サービスの適正化、介護予防に努めることで、健全な事業運営をされることを要望し賛成討論といたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第21 議案第19号「平成31年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を 議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようです。討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第22 議案第20号「平成31年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題 といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

「平成31年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

この議案については国の制度でありますが、差別的な制度ということで最初から反対をしております。それ以上に問題と考えるのは、都道府県単位で広域でやられているという点であります。保険料など広域連合で決めており、市町村で議論すべき内容が少なく、本来の町民の要求が伝わらないと考えます。

後期高齢者医療保険制度を市町村に戻すべきと考え、その上でもっと議会で議論すべきであり、このような制度は廃止するべきと考えますので、よって議案第20号については反対をいたします。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許可をいたします。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

「平成31年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」 賛成討論ということで討論させていただきます。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

「平成31年度後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、歳入は後期高齢者増加見込みに伴う徴収保険料の増加でございます。一方では、歳出は後期高齢者数増加見込みによる県広域連合への療養給付費負担金増に対応する予算措置がされております。適切な後期高齢者医療保険運営に必要な提案でございますので、今後も引き続き、高齢者への適切な医療給付と、そして保険料収納率の向上を一層進めていただき、高齢者の健康増進と健全な財政運営に努めていただくよう要望して本案に対して賛成させていただきます。よろしくお願いします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決いたします。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第23 議案第21号「平成31年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。 本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第21号「平成31年度蟹江町水道事業会計予算」に反対の立場から討論をいたします。 前々から言っているとおり、蟹江町の水道使用料金は県下でも海部南部水道に続き高い水 道料金であります。昨年、日本共産党が蟹江町で行ったアンケート結果でも、引き下げてほ しい、また、使ってもない基本料金を見直してほしいと要求が多い水道料金であります。

予算ですが、剰余金合計のため込みが10億円以上もあるのに対して、住民から徴収した水道料金で利益を上げ、多額の内部留保をふやし続ける事業運営を抜本的に改め、純利益の相当部分を値下げに使い、世代間の負担の公平を図るべきであります。あり余る内部留保を生かして、全ての利益を活用して水道料金の引き下げを求めます。よって「平成31年度蟹江町水道事業会計予算」に反対をさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

それでは、次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

水道事業におきましては、先ほど言われましたように剰余金が10億円以上あり、また内部 留保等がありますが、これらは今後の設備維持・管理費等のための確保として必要なもので あり、今後、経費の節減、また、安心・安全な水の安定供給を堅持されていく予算が今回編 成されていると考えています。将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図られることを 期待し、本案に賛成いたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決いたします。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第24 議案第22号「平成31年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。 本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第22号「平成31年度蟹江町下水道事業会計予算」に反対の立場から討論をいたします。 下水道事業が特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用した企業会計になりました が、汚水を排除し処理することにより、市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水の 水質の保全に資することを目的とした事業であります。この目的に照らせば、公共下水道事 業は独立採算制とはいえ利潤を生み出す事業ではないく、採算のとりにくいところでも事業 をやらなければならない性格のものであります。

反対の理由は、下水道事業がこうした性格があるのに、当面、一般会計からの繰り入れを行うとしておりますが、本来の地方公営企業法が進めば、これまでの一般会計からの繰り入れが制限され、その分、不足する歳入を補うために使用料の値上げが予想されます。下水道事業が環境の向上を目的とし、国や自治体の財政支援があっても当然であり、単純に汚水処理費用や修繕費に見合う使用料に引き上げることは道理が合いません。よって課題や問題点を持つ企業会計制度に反対であり、町民の立場から見てもこの議案に反対するものであります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原裕介です。

賛成の立場から討論申し上げます。

今回、本年度予算につきましては、日光川下流流域関連公共下水道事業として、下水道設備が、早期かつ効率的に事業促進に向けて必要でありますので本案に賛成いたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第25 発議第1号「保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

髙阪康彦君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○14番 高阪康彦君

発議第1号「保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別途のとおり提出する。

平成31年3月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、髙阪康彦。

賛成者、蟹江町議会議員、水野智見、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、中村英子、同、 戸谷裕治でございます。

朗読をもって提案にさせていただきます。

保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書 (案)。

現在、政府は認可保育所の整備や新しい形態の保育事業所を拡大するなど待機児童解消に向けた取り組みをすすめている。しかしながら、量の確保にとどまり保育の質が置き去りになっていることや、保育士が低賃金で長時間過密労働になっている状態を抜本的に改善するための施策が出されていない。さらに財務省が来年度予算に向け財政制度等審議会へ公定価格引き下げの提起をしていることは、保育士の処遇改善をすすめる動きと逆行することだと懸念される。保育現場では人材の定着・確保が厳しく、慢性的な人手不足が生じている。人手不足の中では、保育実践の継承も難しく、また施設外研修へ行くことすら困難な状況におかれている。保育の質を向上し、子どもの発達する権利を保障した実践ができるためにも、保育士が見通しを持ち長く働き続けられるような処遇改善が必要である。

愛知では保育労働実態調査が2017年11月から2018年2月まで行われ、県内の公立・民間の 保育士1万646人から回答があった。正規職員の調査結果から休憩時間に事務を行っている 実態や、月の時間外労働時間が平均18.9時間に対して、14時間以上のサービス残業(不払い残業)をしている実態が明らかになった。一方、超過勤務手当が全て支払われていることや休憩がほとんど取れている保育士は、そうでない保育士よりも1割ほど就業継続意欲が高まるという結果も出ている。

保育士は、憲法に保障された"個人の尊厳"や"健康で文化的な最低限度の生活"など、 国民一人ひとりの人権を守り、活かしていく専門職である。専門性を発揮した質の高い保育 実践をしていくためにも、保育士が離職せずに働き続けられるよう、職員配置基準と公定価 格の抜本的な改善を国の責任で行っていく必要がある。

よって政府においては、下記の事項の実施を強く要望する。

記

1、保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格について抜本的な改善を行うこと。

以上。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先: 内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

よろしくお願いします。

(14番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第26 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続事務調

香及び所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務 調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第23号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加議題とすることに決定をいたしま した。

○議長 奥田信宏君

追加日程第27 議案第23号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成31年第1回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

(午前10時29分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長 奥田信宏

蟹江町議会副議長 安藤洋一

2番 議員 板 倉 浩 幸

3番 議 員 飯 田 雅 広